

EN-R-007: バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替

【削減方法】

- ボイラー等の熱源設備、自家発電等の発電設備、又はコージェネレーションにおいてバイオガスを使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。

【適用条件】

- ① バイオガス又は発電された電力が、化石燃料又は系統電力等を代替すること。
- ② 原則として、バイオガスで生産した熱又は電力の全部又は一部を自家消費すること。
- ③ バイオガスの原料は、未利用の廃棄物等であること。農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(輸入されたものに限る)を原料とする燃料については、RSPO2013、RSPO2018又はRSBにより持続可能性(合法性)が証明された書類の交付を受けること(2021年4月1日以降に検証申請する場合)。
- ④ バイオガスの原料は、6ヶ月以上屋外等で保管・貯留されないこと。
- ⑤ 設備導入を伴う場合、当該設備に対応する方法論の適用条件に定める満たすこと。

【ベースライン 排出量の考え方】

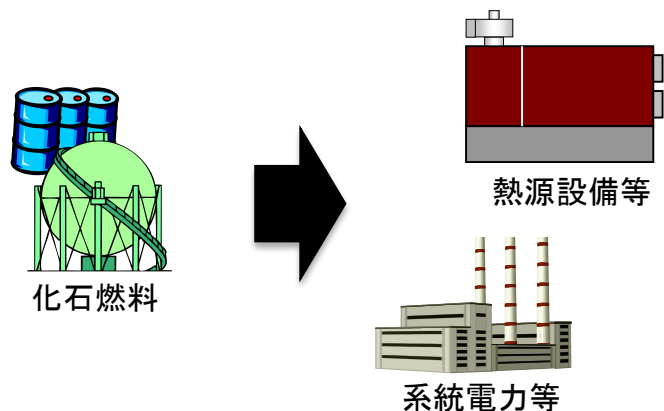
- プロジェクト実施後に対象設備に投入される熱量を、バイオガスではなく、それまで使用していた化石燃料から得る場合に想定されるCO2排出量

【主なモニタリング項目】

- プロジェクト実施後におけるバイオガスの使用量
- プロジェクト実施後のバイオガスの単位発熱量
- プロジェクト実施後の運搬、燃料化处理等に使用される燃料使用量及び電力使用量
- 家畜ふん尿が原料の場合、プロジェクト実施後の発酵後残渣量、飼養頭数及び飼養日数
- 設備導入を伴う場合、ベースライン設備及びプロジェクト設備のエネルギー消費効率

【方法論のイメージ】

ベースライン



プロジェクト実施後

